

6 消安第 7569 号
令和 7 年 3 月 21 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 江藤 拓

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会
令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内
閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 3 号の規定に
基づき、農林水産大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項につい
ては、同法第 11 条第 1 項第 1 号の当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表
第 1 の 1 の（1）のシ及びス並びに別表第 2 の 2 の規定に基づき定められた、飼料及
び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき組換え DNA 技術応用飼料
及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續を定める件（平成 14 年農林水産省告示
第 1780 号）について、別紙の改正を行うこと。



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續を定める件（平成 14 年農林水産省告示第 1780 号）の改正）

1 経緯

- (1) 組換えDNA技術を応用した飼料及び飼料添加物（以下「GM 飼料等」という。）の安全性に関する確認（以下「安全性確認」という。）については、個別に事業者の申請を受け、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續を定める件（平成 14 年農林水産省告示第 1780 号。以下「確認手續告示」という。）第 3 条 2 項の規定に基づき、GM 飼料等を摂取する家畜への健康影響について農業資材審議会の意見を聴くとともに、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 3 号の規定に基づき、GM 飼料等を給与された家畜に由来する畜産物を摂取する人への健康影響について食品安全委員会の意見を聴いた上で、農林水産大臣が行っている。
- (2) 農業資材審議会においては、確認手續告示第 2 条に基づき提出された申請書及び添付書類により、家畜への健康影響について審査を行っている。
- (3) 令和 6 年 6 月、食品安全委員会において、遺伝子組換え食品（種子植物）及び遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準が改正された。GM 飼料等の安全性の確認においても、当該改正及び最新の科学的知見を踏まえた審査を行うため、確認手續告示を改正し、申請書に添付する書類を見直す必要がある。
- (4) また、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 1 の 1 の（1）のシ及びスでは、組換えDNA技術によって得られた微生物（以下「GM 微生物」という。）を含む飼料は、従前より安全性確認を行う必要があるものとされているが、確認手續告示では、当該飼料の安全性確認に係る規定が定められていない。一方で、今後、GM 微生物を含む飼料について、安全性確認の申請がなされる可能性があることから、確認手續告示を改正し、当該飼料の安全性確認に係る添付書類を新たに定める必要がある。
- (5) これらを踏まえ、以下の見直しを行うこととする。なお、当該見直しについて、農業資材審議会からは、確認手續告示の改正を行うことについて適当との答申を受けている。

2 改正の概要

確認手続告示第2条第2項により別記に定める安全性確認の申請書に添付する書類について、以下の観点で改正を行う。なお、今回の改正は、最新の科学技術と調和させること、国内及び国際基準との整合性を保つこと等を目的とするものであり、現在のリスク管理措置を緩和するものではない。

- (1) 別記第1（飼料が組換えDNA技術によって得られた生物（微生物を除く）を含む場合）
 - ・ 食品安全委員会における評価指針（※1）の改正に準じた見直し
 - ・ 最新の科学的知見を踏まえた見直し
 - ・ Codex ガイドラインを踏まえ、栄養改変等を目的とした場合の確認に必要な項目の新設
 - ・ 遺伝子拡散防止を目的としたものであって、飼料の安全性審査に影響を与えないと判断された項目の削除
 - ・ 重複項目の整理
- (2) 別記第2（飼料がGM微生物を含む場合又はGM微生物を利用して製造された場合）
 - ・ 確認対象は飼料に限定し、GM微生物を含む場合を対象に加える
 - ・ 食品安全委員会における食品（微生物）の評価基準（※2）に準じて新たに定める
- (3) 別記第3（飼料添加物が組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された場合）
 - ・ 現行の別記第2で定めていた項目のうち、飼料添加物に係る事項のみを移設する（確認対象は飼料添加物に限定）
 - ・ 食品安全委員会における添加物の評価指針（※3）の改正に準じた見直し
 - ・ 最新の科学的知見を踏まえた見直し
 - ・ 遺伝子拡散防止を目的としたものであって、飼料及び飼料添加物の安全性審査に影響を与えないと判断された項目の削除
 - ・ 重複項目の整理

（※1）遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針
（2004年1月、食品安全委員会決定、2024年6月一部改正）

（※2）遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準
（2008年6月、食品安全委員会決定）

（※3）遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針
（2004年3月、食品安全委員会決定、2024年6月一部改正）

3 今後の予定

食品安全委員会の回答を受けた上で、確認手続告示の改正に係る所要の手続きを進める。